

(仮称) 長浜市死者の情報の取扱いに関する条例 (素案)

区分	条	項目 (案)	概要	規定する内容 (案)
総則	第1条	目的	この条例の目的をさだめる。	・実施機関が保有する死者に関する情報を保護し、その取扱いについて必要な事項を定めるとともに、遺族等の権利を明らかにすることにより、死者の尊厳の尊重及び遺族等の権利利益の保護を図る。
	第2条	定義	この条例における基本的な用語の定義を定める。	・この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
			この条例の適用対象となる実施機関の定義について定める。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、地方公営企業の管理者及び議会をいう。
			死者情報の定義を定める。 死者情報については、当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除くものとする。	(2) 死者情報 死者に関する情報（当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。） イ 死者識別符号が含まれるもの
死者識別符号の定義について定める。	(3) 死者識別符号 個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）のうち、当該個人識別符号に係る特定の個人の死亡後になお実施機関が保有するものをいう。			

		<p>保有死者情報の定義について定める。</p> <p>保有死者情報は、実施機関が保有する公文書に記録されているものに限ることとする。</p>	<p>(4) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（長浜市情報公開条例（平成 18 年長浜市条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p>
		<p>特定死者情報の定義を定める。</p> <p>特定死者情報は、個人番号をその内容に含む死者情報とする。</p>	<p>(5) 特定死者情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む死者情報をいう。</p>
		<p>保有特定死者情報の定義について定める。</p> <p>保有特定死者情報は、実施機関が保有する公文書に記録されているものに限ることとする。</p>	<p>(6) 保有特定死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p>
		<p>死者の情報提供等記録について定める。</p>	<p>(7) 死者の情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定死者情報をいう。</p>
		<p>遺族等の定義について定める。</p>	<p>(8) 遺族等 死者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、死者の財産を相続した者並びに死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務関係を承継した者をいう。</p>
第 3 条	基本理念	<p>死者情報の取扱いに関する基本理念を定める。</p>	<p>・死者情報は、死者の尊厳が尊重され、遺族等の権利利益が侵害されないよう慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>

死者情報の取扱い	第4条	保有の制限等	実施機関が死者情報を保有する場合の制限について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関が死者情報を保有できるのは、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限る。</li> <li>・実施機関は、死者情報を保有するに当たり、利用目的をできる限り特定しなければならない。</li> <li>・実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて死者情報を保有してはならない。</li> <li>・利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</li> </ul>
	第5条	不適正な利用の禁止	実施機関の死者情報の不適正な利用の禁止について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用してはならない。</li> </ul>
	第6条	適正な取得	実施機関が死者情報を適正な手段により取得しなければならない旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。</li> </ul>
	第7条	職員等の義務	死者情報の秘密保持に係る職員等の義務について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の職員、実施機関が委託（再委託含む。）する業務に従事する者、指定管理者の業務に従事する者、派遣労働者は、死者情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。</li> <li>・その職を退いた後も同様とする。</li> </ul>
	第8条	利用及び提供の制限	実施機関の保有死者情報の利用及び提供の制限について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</li> <li>・次の場合は、例外として利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の生前の同意があるとき。</li> <li>(2) 実施機関が法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であって、相当の理由があるとき。</li> </ol> </li> </ul>

				<p>(3) 他の実施機関等に保有死者情報を提供する場合において、提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に関わらず、実施機関は、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、自ら利用し、又は提供することはできない。</li> </ul>
	第9条	保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求	実施機関は、保有死者情報の提供を受ける者に対し、一定の制限を付し、必要な措置を講ずることを求める旨を規定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る保有死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付す。</li> <li>・実施機関は、提供に係る死者情報の漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。</li> </ul>
保有死者情報の開示	第10条	保有死者情報の開示請求権	遺族等が死者情報の開示請求をすることができる権利について定める。特定の死者の遺族等が開示の請求をできる保有死者情報は、当該遺族等の権利利益にかかわるものに限るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の死者の遺族等は、実施機関に対し、当該特定の死者に係る保有死者情報の開示の請求をすることができる。</li> <li>・ただし、開示の請求をできる保有死者情報は、当該遺族等の権利利益にかかわるものに限る。</li> <li>・遺族等が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は遺族等の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、遺族等に代わって開示請求をすることができる。</li> </ul>
	第11条	開示請求の手続	開示請求に必要な請求書の記載事項等について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求をしようとする者は、開示請求に当たり、氏名及び住所、開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</li> <li>・開示請求をしようとする者は、遺族等又は代理人であることを示す書類の提示又は提出をしなければならない。</li> <li>・実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求書の補正を求めることができる。</li> </ul>

第12条	保有死者情報の開示義務	実施機関は、不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求者に保有死者情報を開示しなければならない旨を定める。	<p>・実施機関は、保有死者情報に次に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者等（開示請求者及び開示請求に係る特定の死者をいう。以下同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
------	-------------	--	---

			<p>(4) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
第13条	部分開示	保有死者情報の部分開示について定める。	・実施機関は、保有死者情報含まれている不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
第14条	裁量的開示	保有死者情報の裁量的開示について定める。	・実施機関は、遺族等の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、不開示情報が含まれる保有死者情報を開示することができる。
第15条	保有死者情報の存否に関する情報	保有死者情報の存否応答拒否について定める。	・開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第16条	開示請求に対する措置	実施機関は、開示決定等に当たり書面で開示請求者に通知する旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、保有死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> <li>・実施機関は、保有死者情報の全部を開示しないときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
第17条	開示決定等の期限	実施機関が開示決定等をするまでの期限及び期限を延長できる場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。</li> <li>・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。</li> </ul>
第18条	開示決定等の期限の特例	開示決定等の期限の特例を適用する場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有死者情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。</li> </ul>
第19条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	保有死者情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求に係る保有死者情報に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。</li> </ul>
		保有死者情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えない場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、次のいずれかに該当するときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えないなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。</li> <li>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を実施機関の裁量により開示しようとするとき。</li> </ol> </li> </ul>

			<p>第三者から反対意見書の提出があった場合の実施機関の対応について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、当該三者が反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</li> <li>・実施機関は、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	第20条	開示の実施	<p>保有死者情報の開示の実施の方法について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは実施機関が定める方法により行う。</li> <li>・ただし、保有死者情報の保存に支障を生ずるおそれがあるときは、その写しにより、これを行うことができる。</li> </ul>
	第21条	他の制度による開示の実施との調整	<p>他の制度による開示の実施との調整について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、他の法令等の規定により、保有死者情報がこの条例と同一の方法で開示することとされている場合には、当該保有死者情報については、当該同一の方法による開示を行わない。</li> <li>・ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</li> </ul>
	第22条	開示請求に係る手数料等	<p>開示請求に係る手数料は、無料とする旨を定める。ただし、交付及び送付に要する実費相当額の支払を受けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求に係る手数料は、無料とする。</li> <li>・開示請求者は、保有死者情報の開示に当たり、公文書の写しの交付に要する費用は長浜市手数料条例に定める額を、公文書の送付に要する費用は実費分を負担しなければならない。</li> <li>・実施機関は、開示請求者に経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該公文書の写しの交付又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</li> </ul>
保有死者情報の訂正	第23条	保有死者情報の訂正請求権	<p>遺族等が開示を受けた保有死者情報の訂正請求をすることができる権利について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族等は、保有死者情報（実施機関から開示を受けたものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、保有死者情報の訂正を請求することができる。</li> <li>・ただし、保有死者情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</li> </ul>

第24条	訂正請求の 手続	訂正請求に必要な請求書の記載事項等について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求しようとする者は、氏名及び住所、訂正請求に係る保有死者情報の開示を受けた日その他当該保有死者情報を特定するに足りる事項並びに訂正請求の趣旨及び理由を記載した請求書を提出しなければならない。</li> <li>訂正請求しようとする者は、遺族等又は代理人であることを示す書類の提示又は提出をしなければならない。</li> <li>実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求書の補正を求めることができる。</li> </ul>
第25条	保有死者情報の訂正義 務	実施機関が保有死者情報の訂正をしなければならない場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、保有死者情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有死者情報の訂正をしなければならない。</li> </ul>
第26条	訂正請求に 対する措置	実施機関は、訂正決定等に当たり書面で訂正請求者に通知する旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関は、保有死者情報の訂正をするときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> <li>実施機関は、保有死者情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
第27条	訂正決定等 の期限	実施機関が訂正決定等をするまでの期限及び期限を延長できる場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。</li> <li>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。</li> </ul>
第28条	訂正決定等 の期限の特 例	訂正決定等の期限の特例を適用する場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。</li> <li>この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、期限の特例を適用する理由及び訂正決定等をする期限を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
第29条	保有死者情 報の提供先 への通知	実施機関が保有死者情報の訂正をした場合の当該保有死者情報の提供先への通知について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関は、保有死者情報の訂正の実施をした場合に必要があると認めるときは、当該保有死者情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとする。</li> </ul>

保有死者情報の利用停止	第30条	保有死者情報の利用停止請求権	遺族等が開示を受けた保有死者情報の利用停止請求をすることができる権利について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族等は、実施機関が、この条例に規定する保有死者情報の取扱いに違反して保有死者情報を取り扱っていると思料するときは、当該保有死者情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止の措置を請求することができる。</li> <li>・ただし、保有死者情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</li> </ul>
	第31条	利用停止請求の手續	利用停止請求に必要な請求書の記載事項等について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用停止請求しようとする者は、氏名及び住所、利用停止請求に係る保有死者情報の開示を受けた日その他当該保有死者情報を特定するに足りる事項並びに利用停止請求の趣旨及び理由を記載した請求書を提出しなければならない。</li> <li>・利用停止請求しようとする者は、遺族等又は代理人であることを示す書類の提示又は提出をしなければならない。</li> <li>・実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求書の補正を求めることができる。</li> </ul>
	第32条	保有死者情報の利用停止義務	実施機関が保有死者情報の利用停止をしなければならない場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、保有死者情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有死者情報の利用停止をしなければならない。</li> <li>・ただし、利用停止をすることにより、保有死者情報の利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</li> </ul>
	第33条	利用停止請求に対する措置	実施機関は、利用停止決定等に当たり書面で利用停止請求者に通知する旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、保有死者情報の利用停止をするときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> <li>・実施機関は、保有死者情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
	第34条	利用停止決定等の期限	実施機関が利用停止決定等をするまでの期限及び期限を延長できる場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。</li> <li>・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。</li> </ul>

	第35条	利用停止決定等の期限の特例	利用停止決定等の期限の特例を適用する場合について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。</li> <li>・この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、期限の特例を適用する理由及び利用停止決定等をする期限を書面により通知しなければならない。</li> </ul>
審査請求	第36条	審理員の指名の適用除外	審査請求があった場合、審理員の指名は行わない旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</li> </ul>
	第37条	審査会への諮問等	審査請求があったときの長浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、原則として長浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</li> <li>・ただし、審査請求が不適法のため却下する場合又は裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有死者情報を開示し、訂正し、又は利用停止する場合を除く。</li> <li>・実施機関が審査会へ諮問する場合は、弁明書の写しを添えてしなければならない。</li> <li>・審査会の答申を受けた実施機関は、速やかに裁決を行わなければならない。</li> </ul>
	第38条	諮問をした旨の通知	諮問をした実施機関は、審査請求人等に対し、諮問した旨を通知しなければならない旨を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人、開示請求者並びに当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</li> </ul>
	第39条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続について定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条の第三者から反対意見書の提出があった場合の実施機関の対応に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</li> <li>(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</li> </ul>

				(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有死者情報を開示する旨の裁決
特定死者情報の特例	第40条	特定死者情報についての特例	特定死者情報（死者の情報提供等記録を除く。）に関する読替規定を定める。	・特定死者情報（死者の情報提供等記録を除く。）に関して、この条例の規定は、番号法第30条第1項の例により読み替えて適用する。
	第41条	死者の情報提供等記録についての特例	死者の情報提供等記録に関する読替規定を定める。	・死者の情報提供等記録に関して、この条例の規定は、番号法第31条第1項の例により読み替えて適用する。
雑則	第42条	適用除外等	この条例の適用除外となる事項を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有死者情報については、適用しない。</li> <li>・保有死者情報（長浜市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有死者情報を検索することが著しく困難であるものは、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する規定（審査請求に関する規定は除く。）の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。</li> </ul>
	第43条	実施状況の公表	市長は、この条例の運用状況の公表をしなければならない旨を定める。	・市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。
	第44条	委任	委任事項について定める。	・この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
附則		長浜市情報公開・個人情報保護審査会	長浜市情報公開・個人情報保護審査会で審議でき	・審査会の所掌事務に、保有死者情報に係る審査請求について審議調査することを加える。

	情報保護審査会条例の一部改正	る事項に、保有死者情報の取扱いに関する事、保有死者情報に係る審査請求の調査審議に関する事を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会が、死者情報の適正な取扱いについて、実施機関に意見を述べる事ができる旨を規定する。</li> <li>・ 諮問実施機関の定義に、この条例の規定により諮問をした実施機関を加える。</li> <li>・ 定義規定に保有死者情報を追加する。</li> </ul>
	長浜市手数料条例の一部改正	長浜市手数料の別表に、この条例の規定による保有死者情報の写しの交付に係る手数料を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 3 版までの用紙に白黒印刷：10円</li> <li>・ A 3 版までの用紙にカラー印刷：50円</li> <li>・ 電磁的記録を光ディスクに複写：170円</li> </ul>